

杉並区立杉並第九小学校 いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定する。

《いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方》

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条より）

「いじめ」とは、当該児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめの定義」と「いじめは絶対に許されない」という認識を全教職員で共有する。学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（２）いじめは、どの子供にも、どの学級でも起こり得るという認識の下、担任一人が抱え込むのではなく、全教職員で常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本とし、関係諸機関との連携を視野に入れた取組を講じる。

（３）体系的・計画的に R・PDCA サイクルを実施することにより、取組の改善を図る。

1 本校におけるいじめ防止等に関する取組

（１）未然に防止するための基本方針（未然防止）

- ① 児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でき、集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合い、思いやる温かい学校風土を醸成する。
- ② 全教職員が高い人権感覚をもち、教育者としてふさわしい言動で教育活動を行う。
- ③ 全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れる。「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- ④ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人とのコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ・「東京都道徳教育教材集」「人権教育プログラム」等を活用する。特に「人権教育プログラム」を活用した人権感覚を高める取組を重点を置いて行う。
 - ・道徳授業地区公開講座の充実を図る。
- ⑤ 児童の思いや努力を認めて自己有用感や自己肯定感を育む指導を展開し、児童が授業や行事に主体的に参加・活躍できるように努める。（分かる授業、児童の居場所づくりの実践）

- ⑥ 「いじめ防止教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用し、「いじめに関する授業」を実施するとともに、スクールカウンセラー等を講師に招聘した校内研修を実施する。
- ⑦ 情報モラル教育の徹底を目指し、セーフティ教室だけでなく、PTA 運営委員会や保護者会等を活用し、保護者の意識を高め、家庭と連携して推進する。

（２）早期に発見するための取組方針（早期発見）

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのために、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養いながら取り組むようにしていく。

① 日常の観察

- ・朝の健康観察や保健室来室時、休み時間や給食、清掃、放課後などに、児童たちへ積極的に目を配り、児童たちの様子の変化や児童たちが発するサインを見落とさないように心がける。

② 日記や連絡帳、生活ノート等の活用

- ・担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を築く。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

③ 家庭訪問・個人面談・保護者会の活用

- ・児童や保護者の訴えに注意深く耳を傾け、いじめにつながる情報を収集する。
- ・保護者会等での情報発信と情報収集の呼び掛け、及び啓発的活動を行う。

④ 教育相談

- ・いじめの相談の窓口があることを知らせ、ふれあい月間など定期的な教育相談期間を設けて児童の悩みを聞き取り、早期に対応する。
- ・スクールカウンセラーによる５年生を対象とした児童全員面接を１学期中に実施する。

④ いじめ実態調査アンケートの実施

- ・いじめアンケートを年３回（６月、１１月、２月）実施し、複数の教員で個別の聴き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合はいじめ防止対策委員会で検討する。アンケートは３年保存とする。また、いじめに関する記録は、卒業後５年保存する。

⑤ いじめの確実な発見と情報の共有

- ・毎週金曜日に生活指導連絡会を開き、各学年の児童の様子についての報告により情報を共有するとともに、全教職員が学年を超えて児童を見守る体制をつくる。

（３）早期に解決するための対応方針（早期対応）

いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

① いじめの事実関係の確認といじめ行為の制止

いじめと疑われるものが発見された場合、組織的な対応で、速やかに関係児童からの聴き取りを行っていじめの事実の有無を確認し、いじめ行為を止める。聞き取った内容は確実に記録する。

② 被害児童及び保護者への対応

- ・いじめを把握したら、その日のうちに担任から保護者に事実を伝え、対応していくことを示す。
- ・学校が徹底して守り通す姿勢を示す。
- ・本人や周辺からの聞き取りを行い、身体的・精神的なダメージについての確に把握しケアをする。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者の心のケアと支援をする。

③ 加害児童及び保護者への対応

- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨むとともに、事実を確認し、いじめ行為を止めさせる。
- ・加害児童を特定したうえで、学校いじめ対策委員会が中心となり、組織的・継続的に観察、指導を徹底する。
- ・本人及び保護者から聞き取りを行い、いじめ行為の背景や抱えている課題を把握・分析し、支援する。
- ・スクールカウンセラーとの連携のもと、加害児童、保護者の心のケアと支援をする。
- ・被害児童・保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

④ 周囲の児童への対応

- ・いじめはみんなの問題であり、「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを指導し、いじめを伝えたり、やめさせようと声掛けをしたりした児童の安全を守る取組を徹底して行う。
- ・いじめを直接受けていなくても、精神的なストレスやダメージを受ける場合があるので、スクールカウンセラーの連携のもと、心のケアをする。

⑤ 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

<参考> 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。(平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料による)

⑥ いじめの解決と事後指導

ア いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間設置するものとする。

イ 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。(いじめ防止対策協議会資料 文部科学省 平成29年2月7日より抜粋)

イ 事後指導

いじめの解消や解決についても、いじめの認知と同様に「いじめ防止対策委員会」により、組織的に判断をするとともに、再発の可能性も想定した継続的な見守りを続ける。

(4) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

① 重大事態の定義(「いじめ防止対策推進法」第28条より)

- ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

② 重大事態への対応

- ・ 速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、連携して対応する。
- ・ 被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を講じる。
- ・ 被害児童及び保護者のケアのために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

2 教育委員会や関係諸機関との連携方針

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、児童相談所、所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むとともに、再発を防止する措置をとる。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- (3) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

3 いじめ防止に向けた校内組織(いじめ防止等に関する措置を実行的に行うための組織)

本基本方針に即し、いじめの未然防止・早期発見・再発防止等に取り組むことを目的として、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 組織の構成

① 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

構成員

校長、副校長、主幹教諭、生活指導部員、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、臨時の委員会の際には、必要に応じてＳＳＷや警察関係者を加える。

(２) 役割

- ・ いじめ防止及び早期発見のための取組の企画・推進
- ・ いじめの状況把握及び分析
- ・ いじめ事案に対しての組織的な取組の推進
- ・ いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担
- ・ 被害児童、保護者に対する相談及び指導
- ・ 加害児童、保護者に対する相談及び指導
- ・ 関係諸機関への報告・連絡・相談
- ・ いじめ防止基本方針と年間計画の点検・評価・見直し

(３) 開催時期

- ・ 月１回木曜日に定例の会議を開催する。

(４) いじめ問題の対応の流れ

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童や加害児童等の聴き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめが確認された場合は、被害・加害児童及び保護者に事実関係を伝え、保護者への助言・指導を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。
- ④ いじめられた児童の心のケアが必要な場合は、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。

4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

- (１) いじめ防止に向けた校内研修を実施し、いじめ問題に対する教職員の対応力を高める。

- ・ スクールカウンセラー等の専門家による研修の実施
- ・ 「いじめ防止教育プログラム」を活用した研修の実施

- (２) 実際に行ったいじめ対応の方法や成果、課題について生活指導連絡会で報告し、全教職員が共有する。

5 その他

- (１) 児童が主体的に取り組む活動の推進（幼・保・小・中連携も視野に入れる）

① 代表委員会が推進するいじめ撲滅に向けた活動

- ・ なかよく遊ぼうタイム（休み時間）の企画
- ・ スローガンや標語、ポスター作り
- ・ 全校への呼びかけ

- ② 「すぎなみ小・中学生未来サミット」による小学校への呼びかけ（小・中連携）

- (２) 地域や家庭と連携した取組の推進

本基本方針について地域や家庭に発信していくとともに、学校支援本部やPTAを活用し、いじめ問題について協議する機会を設ける等、家庭、地域と連携した対策を推進する

(3)「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- ① 年度当初の保護者会及び学校支援本部会、PTA 運営委員会等で周知するとともに、学校ホームページに公表する。
- ② いじめ防止対策委員会により、いじめ防止基本方針及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理・評価を実施する。
- ③ 学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。
- ④ R・PDCA サイクルによる点検・評価に基づきいじめ防止基本方針及び年間計画の見直しを行う。